

## 参考2

### ○美里町産業活性化拠点施設整備検討会議設置要綱

平成27年7月27日

告示第57号

(設置)

第1条 美里町産業活性化拠点施設（美里町産業のより一層の発展と産業振興のための施策及び事業を展開する上で中核となる施設（以下「拠点施設」という。））に係る基本計画（以下「基本計画」という。）の策定に当たり、広く町民及び有識者等からの意見を反映するため、美里町産業活性化拠点施設整備検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会議は、基本計画の策定に関し、町長の求めに応じ意見を述べる。

(組織)

第3条 検討会議は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 産業に従事している者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 関係行政機関の委員又は職員
- (4) 町の公共的団体の役員又は職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、町長が適当であると認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から平成28年3月31日までとする。

(アドバイザー等の設置)

第5条 町長は、必要に応じて検討会議にアドバイザー等を置くことができる。

(座長)

第6条 検討会議に座長を置く。

- 2 座長は、美里町副町長の職にある者をもって充てる。
- 3 座長は、検討会議を代表し、会務を総括する。

4 座長に事故があるとき、又は欠けたときは、座長があらかじめ指名した者がその職務を行う。

(会議)

第7条 会議は、町長が招集する。

(謝礼金)

第8条 委員及びアドバイザー等に対し、予算の範囲内で謝礼金（費用弁償を含む。）を支払うものとする。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、産業振興課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関して必要な事項は、座長が会議に諮って定めるものとする。

附 則

- 1 この告示は、平成27年7月27日から施行する。
- 2 この告示は、平成28年3月31日に限り、その効力を失う。